

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを徹底するため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も企業価値を継続的に高めていくため、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社における外国人株主数とその保有比率がそれぞれ低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知等の英訳は実施していませんが、今後の株主構成の動向等を勘案して実施を検討してまいります。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

現在、独立社外取締役1名を選任しております。経営経験や財務、会計、法務等の専門的な知見等を有した当社にふさわしい独立社外取締役に就任いただける場合は、独立社外取締役の増員を検討しております。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社の取締役は社外取締役2名を含め、総勢5名と少数ですので、経営方針、人事、報酬等を含めた重要事項を定める取締役会の下部組織としての各種諮問委員会を設置する規模ではないと考えております。また、社外取締役の取締役会への出席率が高く、緊密に意見交換をしております。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の方針は、原則3-1(4)に記載の通りです。現時点においては、国際性の面を十分に考慮したといえるだけの構成にはなっていません。今後、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点も鑑み、多様な取締役を選任することに努めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

現在は、取締役会としての分析、評価は行っていません。今後、取締役に対して、取締役会の構成、役割、運営等を中心にアンケートを実施し、その内容をもとに取締役会の実効性向上に向けた改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

現在、当社はトレーニングにつきまして各役員に自己研鑽をお願いしております。今後は役員に対するトレーニングの方針を策定・開示するとともに、教育・研修機会の提供について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現在政策保有株式を保有していません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引については、取締役会が適切な手続きを経て承認を行い、法令に基づいた開示を行っております。また、その他、重要性の高い取引については取締役により稟議決裁されております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の安定的な資産形成について、確定拠出年金制度(401K)を導入しており、従業員に対して導入時に制度の全体説明会を開催し、その後に採用された従業員については、入社時に制度説明を実施しております。

また、年金制度に係る従業員においては、適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置を行うとともに、実務や研修等を通じて資質向上に努めており、法令や制度運営に関する情報収集を継続的に行ってまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(企業理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、中期経営計画を策定して、当社ウェブサイトに掲載しております。(http://www.inspec21.com/)

また、定期的に会社説明会を開催し、中期経営計画の内容について説明を行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1.基本的な考え方」の通りです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の限度内において、業績等を勘案して決定しております。

当社は、連結業績の向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、株主と利害を共有化することにより企業価値の増大を図ることを目的として、当社及び子会社の役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。
以上の方針に基づき取締役の報酬について十分な時間をかけ審議したうえで決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役会全体として能力・知識のバランスに配慮し、ダイバーシティの面も考慮したうえで十分な時間をかけ決定しております。
社内取締役候補者は、当社事業に精通し、開発・製造・販売・管理等について豊富な経験を有する人材の中から、社外取締役候補者は、経営経験や財務、会計、法務等の専門的な知見等を有する、幅広い多様な人材の中から決定しております。

また、監査役候補者は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材の中から決定しております。

なお、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、取締役会にて解任について審議を行うものとしております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の個々の選任理由は、定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は取締役会規程、職務権限表に基づき、取締役会が判断・決定する事項と経営陣に対して委任する事項を、明確に定めております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

原則3-1(4)に記載の通りであります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の兼任状況につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載しております。

(http://www.inspec21.com/)

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業の持続的成長と企業価値の向上のためには、株主様との対話が重要であると認識しております。そのため管理部にIR担当を設置し、決算説明会やIRイベント等への参加を行う一方、日常的には、個別の電話取材、ホームページでのメール問合せを受付けております。

株主様との対話において把握された意見につきましては、取締役及び関係部門にフィードバック情報を共有しております。

詳しくは、本報告書「2. IRに関する活動状況」に記載しておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菅原雅史	260,900	7.90
日本証券金融株式会社	197,900	5.99
MSIP CLIENT SECURITIES	152,700	4.62
松井証券株式会社	126,800	3.84
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)	112,000	3.39
緒方顯吉	101,400	3.07
加賀谷幸男	98,800	2.99
株式会社国際教育センター	84,700	2.56
高橋秋男	76,800	2.32
小林晃	75,800	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期

4月

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 英明	公認会計士											
土門 孝彰	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 英明	○	当該社外取締役は独立役員に選任しており、届出をしております。	現在、H2Rコンサルティング株式会社等の代表取締役を務められ、公認会計士としての豊富な専門知識と会計監査及びコンサルティング業務を通じて多くの企業に関わってきた経験をもとに、当社経営に対する適切な助言、監督を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、社外取締役として経営に資するところが大きいと判断したものであります。

土門 孝彰	2017年4月から 当社の主力取引銀行である株式会社秋田銀行のチーフアドバイザーを務めており、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、独立役員には指定していません。 また、現在、株式会社秋田銀行からチーフアドバイザーとしての報酬を受けております。	現在、株式会社秋田銀行地域未来戦略部チーフアドバイザーを務められ、また、本年4月には一般社団法人エレクトロニクス実装学会電子部品・実装技術委員会委員長に任命され、その豊富な業務経験と高度な専門知識をもとに、専門分野で培ってきた豊富な経験・見識を当社の経営に反映いただきたために選任しております。
-------	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人との連携
 会計監査人とは半期毎の実地たな卸しへの立会い、及び四半期毎の業務推移の確認、さらに主な検証項目について、定期的に会合を持ち、説明を受けて連携を図っており、また、内部統制を含めた監査結果報告を受けております。

監査役、内部監査部門との連携
 内部監査室とは毎月定例的に情報交換を実施しており、内部監査室の監査計画の進捗状況とその内容をチェック、確認しております。
 また、内部監査室から出された改善指示書に対する履行状況もチェックして連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 幸治	他の会社の出身者													
菅原 佳典	他の会社の出身者													
佐野 元彦	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 幸治	○	当該社外監査役は独立役員に選任しており、届出をしております。	事業会社の代表者や金融機関における長年の経験と豊富な知識を有していることから、財務・会計的な見地のみならず、総合的に会社経営を監視するための資質を兼ね備えていることから、当社の監査に反映していただきたいため選任しております。
菅原 佳典		——	弁護士の立場から、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス等、法務面の観点から監査していただきたいために選任しております。
佐野 元彦		——	佐野氏は、サノ・ホールディングス等のグループ会社の代表者であり、経営者としての実績、識見が高く評価されていることから、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただきたいために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の限度内において、業績等を勘案して決定しております。ストックオプション制度の導入につきましては、連結業績の向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、株主と利害を共有化することにより企業価値の増大を図ることを目的として、当社及び子会社の役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行しております。

2017年7月28日開催の第29期定時株主総会の決議により、取締役に対する報酬として、年間100個、年額300円(2018年7月27日開催の第30期定時株主総会で決議いただいた取締役の年額報酬100百万円とは別枠)を上限として株式報酬型ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
-----------------	---

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

○2013年7月1日 第5回新株予約権発行時点での付与対象者(計46名)

当社取締役 4名
当社監査役 2名
当社従業員 40名

○2016年7月1日 第6回新株予約権発行時点での付与対象者(計54名)

当社取締役 5名
当社監査役 2名
当社従業員 46名
当社子会社従業員 1名

○2017年7月3日 第7回新株予約権発行時点での付与対象者(計7名)

当社取締役 3名
当社従業員 4名

○2017年9月20日 インスペック株式会社 2017年新株予約権発行時点での付与対象者(計3名)

当社取締役 3名

○2018年4月20日 第9回新株予約権発行時点での付与対象者(計59名)

当社取締役 4名
当社監査役 3名
当社従業員 49名
当社子会社 従業員 3名

○2018年9月19日 インスペック株式会社 2018年新株予約権発行時点での付与対象者(計3名)
当社取締役 3名

○2019年4月22日 第11回新株予約権発行時点での付与対象者(計64名)
当社取締役 4名
当社監査役 3名
当社従業員 54名
当社子会社 従業員 3名

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬は株主総会で決定した報酬総額の限度内において、業績等を勘案して決定しております。

2019年4月期(第31期)当社役員に対する報酬の内容は以下のとおりです。

取締役 58百万円(支給人員4名)

監査役 8百万円(支給人員3名)

第5回ストックオプションにつきましては、2012年7月27日の第24期定時株主総会において、当時の当社取締役、監査役及び従業員に対して、1,000個を上限として付与することが決議されております。

詳細につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

第6回ストックオプションにつきましては、2015年7月27日の第27期定時株主総会において、当時の当社取締役、監査役及び従業員に対して、500個を上限として付与することが決議されております。

詳細につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

第7回ストックオプションにつきましては、2016年7月22日の第28期定時株主総会において、当時の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して500個を上限として付与することが決議されております。

詳細につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

第9回ストックオプションにつきましては、2017年7月28日の第29期定時株主総会において、当時の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して500個を上限として付与することが決議されております。

詳細につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

第11回ストックオプションにつきましては、2018年7月27日の第30期定時株主総会において、当時の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して500個を上限として付与することが決議されております。

詳細につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

2017年7月28日開催の第29期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対し株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円を上限、その上限個数は年間100個として付与することが決議されております。

詳細につきましては、定時株主総会招集ご通知に記載をしております。(http://www.inspec21.com/)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

原則3-1(3)に記載の通り、株主総会で決議された報酬額(取締役 年額100百万円以内、監査役 年額20百万円以内)の範囲で、会社業績及び個人業績等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役の業務を補佐する専属のセクションは設置していませんが、必要に応じて担当部署から事前の会議資料配布や説明を実施し、適宜協力する体制をとっております。情報伝達については、管理部総務課を通じて随時、連絡・報告を行い、連携を密にするとともに、取締役会の開催に関しては、事前に議案・資料等を配布し、より効率的に議論を行える体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、業務の執行におきましては、各部門の役割分担を明確にし、指揮命令系統を統一することで事業環境の変化に対して迅速に対応を行える体制を確立しております。また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任することで、経営に対する公平性、透明性の確保を図っており、社外取締役1名及び社外監査役1名の計2名を独立役員として選任しております。

監査役は取締役会に出席し、意見を述べるとともに、定期的に代表取締役社長と意見交換の場を設けております。また、代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置し、監査役と連携を密にすることで、内部牽制機能の向上を図っております。また、内部監査は内部統制基本方針、

基本計画に則り、年間計画に基づいて実施しており、その結果は取締役会に報告しております。

リスク管理については、当社の管理部総務課が窓口となって各部門から適宜報告を受けるとともに、コンプライアンスの監視、リスクチェックの強化に取り組んでおります。

顧問弁護士からはコーポレート・ガバナンス体制、法律面等についての公正かつ適切な助言、指導を受けております。

2014年度から監査法人アヴァンティアと監査契約を結び、当該監査法人の会計監査を受けております。

2018年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は木村 直人氏、戸城 秀樹氏の2名であり、両氏以外に監査業務に従事した補助者数は公認会計士他計5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

1名の社外監査役を独立役員として選任しており、他の監査役も全員が社外監査役であります。また、2名の社外取締役のうち1名が独立役員として選任されており、経営に対する公平性、透明性の確保を図り、リスクチェックとコンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知は法定期限より早い時期の発送に努めております。今年の第31期定時株主総会は7月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	決算月が4月であるため、もともと集中日にあたらないようになっております。
電磁的方法による議決権の行使	現在はまだ実施しておりません。今後検討いたします。
その他	招集通知の発送に先立って、当社ホームページに招集通知を掲載しております。また、株主総会において、プロジェクターを使用して報告事項にグラフや写真を取り入れて、判り易く説明するように工夫しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象に毎年1回以上の会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度決算説明会を開催しております。 また、個別に機関投資家向けのミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料をはじめ、IR・PRに関する資料の閲覧が可能となっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動に関しましては、取締役管理部長がIR担当部署(管理部)を管掌しております。 IR担当部署の管理部担当者は、株主及び投資家様との対話においてインサイダー情報の管理には細心の注意を払っており、未公表の重要事実を伝達することはありません。	
その他	アナリスト・機関投資家等の皆様に対しましては、面談などの要望があった場合に説明をさせていただいております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスを経営の基本方針として、その中で、株主・投資家の皆様へ会社情報の適時適切な開示による企業の社会的責任を果たすことを規程しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討していくべき課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法等に基づく法定開示や、東京証券取引所の定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めています。法定開示、適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えられると思われる重要な情報については、ステークホルダーが平等に入手できるよう、迅速に開示しております。 この他、ウェブサイト、株主向け報告書などを通して、各ステークホルダーに向けた情報開示の充実に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 業務運営の基本方針

当社では、下記の経営理念を経営の拠り所とする。

【経営理念】

「社会の繁栄と発展に貢献すること。これは我がインスベックグループの目的であり社員の喜びである。この目的達成のため、私たちは常に考え、勇気ある行動とたゆまぬ努力を積み重ね、もって私たちの幸福を目指すものとする。」

また、上記の経営理念を具体的な行動に落とし込んだ以下の「行動指針」を日ごろの業務運営の指針とする。

【行動指針】

- ・法令を遵守することはもとより、社会的良識に基づいたより高い倫理観のもとに行動します。
- ・企業としての社会的責任(CSR)を深く認識し、社内外の意見を積極的に受け止め、説明責任が果たせるように事業活動に努めます。
- ・積極的かつ適時適切な情報開示につとめ、広く社会と活発なコミュニケーションをはかって、透明性の高い経営に徹します。
- ・安全で豊かな職場環境を実現し、人格、個性を尊重して従業員の自己実現の達成をはかります。
- ・誠意をもって対応し、自由で透明性のある適切な取引関係の維持に努めます。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、姿勢を正し、断固として対決します。
- ・事業活動が環境に与える影響を絶えず認識し、環境保全に積極的に取り組みます。
- ・会社の機密・個人情報に適切に管理し、社内外への漏洩を防ぎます。
- ・企業会計原則、会計基準等を遵守します。
- ・経営者は率先垂範して行動指針を守るとともに、この指針に違反するような事態が発生した場合、経営者自ら原因究明にあたり、適切かつ迅速な再発防止に努めます。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、かつ、コンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置する。
各部署にはコンプライアンス責任者・担当者をそれぞれ配置する。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンスプログラムを決定するとともに、コンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- (3) コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3ヵ月に1回以上、取締役会、監査役会に対して報告する。また、内部監査室はコンプライアンス態勢について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。
- (4) 当社の従業員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する。この場合、匿名でも受け付けるものとする。
- (5) 当社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制の構築、評価及び報告が適切に行われる体制を整備、運用することとする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき保存、管理する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- (2) リスク管理に関する統括部門として、リスク管理委員会を設置し、有事の場合は危機対応マニュアルに基づき、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- (3) 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。各部門を担当する取締役は、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況について取締役会へ報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 当社は、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (3) 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程並びに職務権限規程に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

6. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの経営理念を具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と位置づけ、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上と迅速な意思決定の追求に努めます。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の補助業務のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行う。

8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- (2) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
- (4) 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役及び内部監査室等の社員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。

- (5) 監査役は、当社の会計監査人である「監査法人アヴァンティア」から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

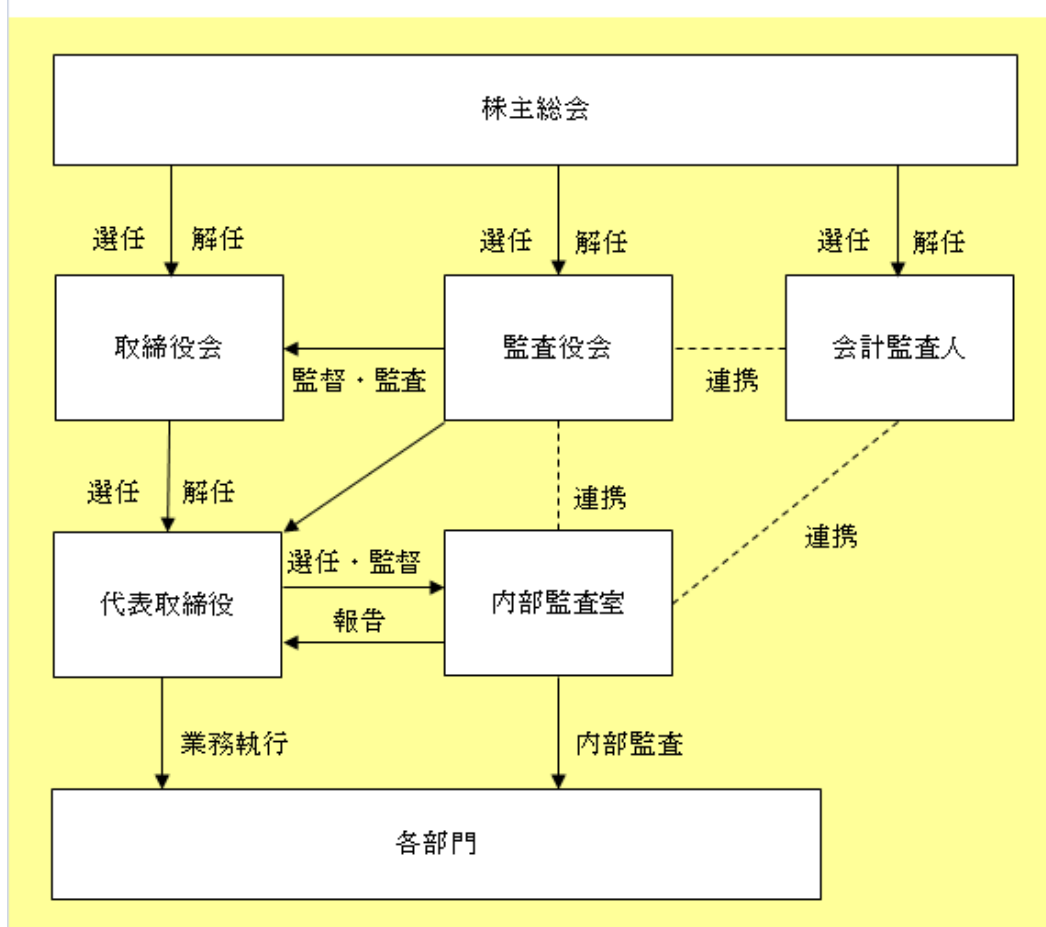
将来にわたって検討いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制

模式図(参考資料)をご参照ください。

【参考資料：模式図】



適時開示体制の概要

